重要事項説明書

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 wanowa
主たる事務所の所在地	〒819-0379 福岡市西区北原 2-15-48
代表者（職名・氏名）	代表取締役 橋本英恵
設立年月日	R5 年４月６日
電話番号	092-807-7811

２．事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション GREEN FOREST	
サービスの種類	訪問看護(介護予防)	
事業所の所在地	〒819-0379 福岡市西区北原 2-15-48	
電話番号	092-807-7811	
指定年月日.事業所番号	R5 年８月１日指定	4061192052
管理者の氏名	小杉　健人	
通常の事業の実施地域	福岡市・糸島市	

3.　事業所の職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	１名		１名
訪問看護師	看護師	７名		７名
合計		８名		８名

4.　事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

5．提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

6．営業日時

営業日	月曜日から土曜日までただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及びお盆（8 月 13 日から 8 月 15 日）を 除きます。
営業時間	9:00～18:00
サービス提供日	年中すべて
サービス提供時間	9:00～18:00

7．利用料金

○訪問看護料金

保険によってご負担割合（1～3 割）が変わります。

サービス内容		料金
訪問看護基本療養費	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日以降（看護のみ）	6,550 円
訪問看護管理療養費	（初日）	7,440 円
	2 日目以降（Ⅰ）	3,000 円
	2 日目以降（Ⅱ）	2,500 円

○保険適応外料金(実費請求の場合)

サービス提供時間	料金	備考
30 分	4,000 円	営業日外の訪問及び、すべて実費での訪問の方につきましては、左記料金に1,000 円を追加いたします。
60 分	8,000 円	
90 分	11,000 円	

○時間帯による料金

訪問時間帯	加算額
昼間（8：00 ～ 18：00）	通常料金
早朝（6：00 ～ 8：00）	2,100 円
夜間（18：00 ～ 22：00）	
深夜（22：00 ～ 6：00）	4,200 円

○サービスの加算料金

加 算 項 目	料金
特別管理加算(1月につき) 特別な管理を必要とする利用者様（厚生労働大臣が定める状態にある方）に対してサービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合。	2,500円 / 5,000円
ターミナルケア療養費１　（死亡月） 在宅及び特別養護老人ホーム等（看取介護加算等を算定している利用者様を除く）にて、利用者様が帰天された日を含む前14日以内に、２回以上のターミナルケアを行った場合。	25,000円
ターミナルケア療養費２　（死亡月） 特別養護老人ホーム等（看取介護加算を算定している利用者様に限る）にて、利用者様が帰天された日を含む前14日以内に、２回以上のターミナルケアを行なった場合。	10,000円
長時間訪問看護加算(１回につき) 人工呼吸器を使用している状態にある利用者様に対して２時間を超えた場合。	5,200円
訪問看護情報提供療養費１、２、３(１回につき) 市町村等に対して、必要な情報を提供した場合。	各1,500円
複数名訪問看護加算 同時に複数の看護師等が指定訪問看護を必要とする者（厚生労働大臣が定める状態にある方）に対して利用者や家族の同意を得て指定訪問看護を行なった場合。	4,500円

※上記加算の他、入退院時共同指導加算等必要に応じて合算します。

8．キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおり、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の３０％の額
利用予定日の当日	利用者負担金の５０％の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

9．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

10．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受け　　します。

事業所相談窓口	担当者　小杉　健人 電話番号 092-807-7811 面接場所 当事業所の相談室

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	福岡市西区介護保険課	電話番号 092-895-7066
	福岡市東区介護保険課	電話番号 092-645-1074
	福岡市南区介護保険課	電話番号 092-559-5125
	糸島市介護保険課	電話番号 092-332-2070
	城南区介護保険課	電話番号 092-833-4105
	博多区介護保険課	電話番号 092-419-1081
	早良区介護保険課	電話番号 092-833-4355
	福岡市中央区介護保険課	電話番号 092-718-1102
	福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 092-642-7859

9．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください。

（１）各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い。

（２）訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

１０．秘密保持について

（１）事業者は、正当な理由がない限り、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を洩らしません。

（２）事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

（３）利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。